

【表1】 【非住宅に係る部分の判定料金】

・ モデル建物法

単位：円（税込）

区分	工場・倉庫以外	工場・倉庫
床面積の合計		
100㎡未満	88,000	48,500
100㎡以上 300㎡未満	110,000	60,500
300㎡以上 500㎡未満	121,000	66,000
500㎡以上 1,000㎡未満	154,000	77,000
1,000㎡以上 2,000㎡未満	187,000	88,000
2,000㎡以上 5,000㎡未満	220,000	132,000
5,000㎡以上 10,000㎡未満	319,000	198,000
10,000㎡以上	別途見積り	

・ 標準入力法

単位：円（税込）

区分	工場・倉庫以外	工場・倉庫
床面積の合計		
100㎡未満	154,000	99,000
100㎡以上 300㎡未満	176,000	121,000
300㎡以上 500㎡未満	242,000	143,000
500㎡以上 1,000㎡未満	308,000	176,000
1,000㎡以上 2,000㎡未満	374,000	209,000
2,000㎡以上 5,000㎡未満	440,000	286,000
5,000㎡以上 10,000㎡未満	550,000	396,000
10,000㎡以上	別途見積り	

※ 変更及び軽微変更該当証明の場合は上記の半額とします。

※ 増築等で上記の表によるところが困難である場合は、別途見積りとします。

※ 工場・倉庫は、確認申請の用途「工場（08340）」「倉庫業を営む倉庫（08510）」「倉庫業を営まない倉庫（08520）」とします。

※ 複数用途建築物で「工場・倉庫」と「工場・倉庫以外」の用途がある場合は、「工場・倉庫以外」の料金とします。

※ 建築物の全てが省エネ計算の対象外の室のみで構成されている場合、又はモデル建物法を使用する際にその対象となる室がない場合は、一律33,000円（税込）とします。

なお、計算対象となる室がある場合で、計算対象となる設備が設置されていない場合、又は計算の省略できる設備のみが設置されている場合も同様とします。

※ 増改築の場合、増改築に係る部分に使用する計算方法及び床面積により算定とします。

※ 上記料金適用が著しく不合理であると当社が認めた場合は別途見積りとします。

【表2】 【住宅に係る部分の判定料金】

建築物省エネ法判定の判定料金（税込金額）（単位：円）

【一戸建て住宅】

床面積の合計	金額（円）
200㎡以下	36,300
200㎡超	41,800

【共同住宅等】

審査の区分		金額（円）
住棟	基本料金	110,000
住戸	住戸部分	3,300×住戸数
共用部	共用部	110,000

※ 共同住宅等の料金は、基本料金+住戸部分料金+共用部分とします。

※ 共用部を含まない長屋建て住宅等については、一戸建て住宅の料金に住宅数を乗じた額となります。

※ 変更及び軽微変更該当証明の場合は上記の半額とします。

※ 増築等で上記の表によるところが困難である場合は、別途見積りとします。

※ サッコウケンで行った設計住宅性能評価における省エネルギー対策（断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級）の審査の結果又は長期使用構造等の確認における省エネルギー対策の審査の結果を利用する場合は、表2によらず次の額とします。

- ・ 一戸建ての住宅、併用住宅の住宅部分 11,000円
- ・ 共同住宅等 11,000円+住戸数×1,100円

<複合建築物に係る判定料金>

- ・ 複合建築物に係る料金は、非住宅に係る部分については表1、住宅に係る部分については表2により算定される料金の合計額とします。
- ・ 計画変更及び軽微な変更該当証明申請において、非住宅部分と住宅部分のいずれか一方の変更である場合にあっては、変更があった部分に係る変更の料金を適用します。